

○岡山県テクノサポート岡山条例

平成七年三月二十四日

岡山県条例第九号

岡山県テクノサポート岡山条例をここに公布する。

岡山県テクノサポート岡山条例

(目的及び設置)

第一条 高度な工業技術に関する研究を支援し、研究者等の交流を促進することにより、県内における工業技術の向上を図るため、岡山県テクノサポート岡山（以下「テクノサポート」という。）を岡山市に設置する。

(業務)

第二条 テクノサポートは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 テクノサポートの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 二 工業生産に関する技術情報の収集及び提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、テクノサポートの目的の達成に必要な業務

(開所時間及び休所日)

第三条 テクノサポートの開所時間及び休所日は、規則で定める。

(平一七条例六二・追加)

(指定管理者による管理)

第四条 テクノサポートの管理は、第十二条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平一七条例六二・追加)

(指定管理者が行う業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用等の許可に関すること。
- 二 別表の一及び二に掲げる施設等の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、別表の一及び二に掲げる施設等の利用に関すること。

(平一七条例六二・追加)

(利用等の許可)

第六条 テクノサポートにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表の一又は二に掲げる施設等の利用
- 二 物品の販売及びこれに類する行為
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

2 指定管理者は、テクノサポートの管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

(平一七条例六二・旧第三条繰下・一部改正)

(利用の禁止)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、テクノサポートの利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 二 施設等を損傷するおそれのある者
- 三 施設等の利用が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- 四 その他テクノサポートの管理上支障があると認める者

(平一七条例六二・追加)

(許可の取消し等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはテクノサポートからの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 偽りその他不正な手段により第六条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第二項の条件に違反している者

2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第六条第一項の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(平一七条例六二・旧第四条繰下・一部改正)

(利用料金)

第九条 第六条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表の一及び二に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額並びに同表の三に掲げる金額とする。
- 3 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一七条例六二・旧第五条繰下・一部改正)

(指定管理者の公募)

第十条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(平一七条例六二・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第十一条 指定管理者の指定を受けようとするものは、テクノサポートの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(平一七条例六二・追加)

(指定管理者の指定)

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容がテクノサポートの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 二 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- 三 その他テクノサポートの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例六二・追加)

(事業報告書の提出)

第十三条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(平一七条例六二・追加)

(業務報告等)

第十四条 知事は、テクノサポートの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平一七条例六二・追加)

(指定の取消し等)

第十五条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例六二・追加)

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例六二・旧第七条繰下)

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年条例第一七号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第二二号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第六二号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

四 第四条中岡山県テクノサポート岡山条例第九条の次に六条を加える改正規定（第十三条に係る部分を除く。）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次に掲げる規定により知事（知事及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が行った許可又は知事に対して行われた当該規定の許可に係る申請のうち施行日においていまだ完結していないものについては、当該許可を知事が行った時又は当該申請が知事に対して行われた時において、それぞれ指定管理者が当該許可を行い、又は指定管理者に対し当該申請が行われたものとみなす。

三 第四条の規定による改正前の岡山県テクノサポート岡山条例第三条

附 則 (平成二二年条例第九号) 抄

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条中岡山県岡山セラミックスセンター条例別表の二の表の改正規定及び第十四条中岡山県テクノサポート岡山条例別表の二の表の改正規定 公布の日

附 則 (平成二六年条例第二七号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第二五号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年条例第一一号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年条例第三七号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七条例第五六号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和八条例第四二号）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第五条、第六条、第九条関係）

（平九条例一七・平一五条例二二・平一七条例六二・平二二条例九・平二六条例二七・平三
一条例二五・令三条例一一・令六条例三七・令七条例五六・令八条例四二・一部改正）

一 施設

区分	単位	基準額
大会議室	全室一時間につき	六、九五〇円
	大室一時間につき	四、一四〇円
	小室一時間につき	二、六八〇円
中会議室	全室一時間につき	三、〇一〇円
	半室一時間につき	一、五五〇円
小会議室	一時間につき	六六〇円
円卓会議室	一時間につき	一、三四〇円
研修室	一時間につき	二、一一〇円
交流サロン（専用して利用する場合に限る。）	一時間につき	四、三六〇円

備考 利用期間若しくは利用時間が単位未満であるとき又は利用期間若しくは利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間又は時間を一単位として計算する。

二 設備

区分	単位	基準額
液晶プロジェクター（大）	一式一時間につき	二四〇円
液晶プロジェクター（小）	一式一時間につき	一八〇円

備考 利用時間が一時間未満であるとき又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

三 その他

区分	単位	金額
第六条第一項第二号又は第三号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額